

札幌市通学路交通安全プログラム

～通学路における交通安全の確保に関する取組方針～

平成 27 年9月

札幌市交通安全対策調整会議

1. 目的

平成 24 年4月以降、全国各地で登下校中の児童生徒等の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が相次いで発生しました。これを受け、平成 24 年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁より、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通知がありました。

この通知に基づき、札幌市におきましても、平成 24 年8月に学校、道路管理者、警察等の連携・協働により、通学路における緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じてまいりました。

また、平成 25 年には、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、各自治体における推進体制の構築や基本的方針の策定・公表などについて、上記の3省庁より追加通知があったところです。

そこで、これまでに実施した通学路の交通安全対策を一過性のものとしなないために、通学路に関する機関の連携体制を構築し、計画的・継続的に通学路の交通安全対策を図ることを目的として、『札幌市通学路交通安全プログラム』(以下「プログラム」という。)を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路における交通安全の確保を図っていきます。

2. 推進体制

通学路については、実際に通学路を利用する児童への安全教育、道路施設の設置・管理等、対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発揮されないことがあります。

このような現状を踏まえ、札幌市交通安全対策調整会議(次に掲げる機関。以下「調整会議」という。)において、通学路における効果的な交通安全対策を実施します。

機関	主な役割	備考
札幌市市民まちづくり局地域振興部政課	調整会議の開催、議事進行	
札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課	通学路の取りまとめ、調整	学校関係者
札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課	児童への指導、教育 など	
札幌市建設局総務部道路管理課	道路施設の整備、維持管理、除雪 など	道路管理者
札幌市建設局土木部道路課		
札幌市建設局雪対策室事業課		
北海道開発局札幌開発建設部道路計画課		
北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所		
北海道警察本部交通部交通企画課	交通の指導取締り、交通規制 など	交通管理者
北海道警察本部交通部交通規制課		

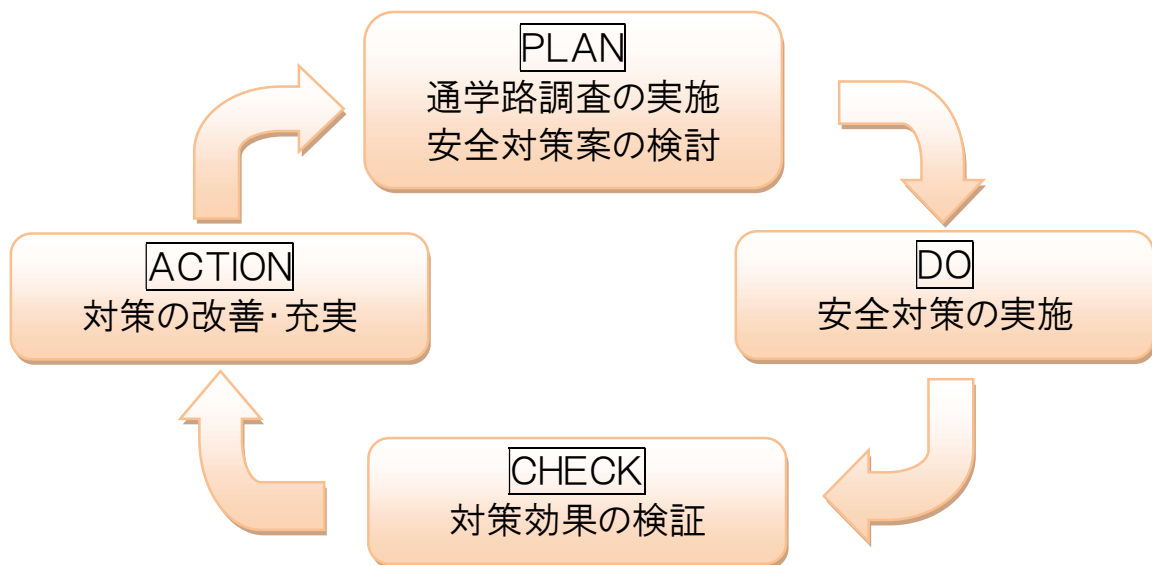
3. 通学路の交通安全対策への取組

札幌市では、平成 24 年度に学校、道路管理者、警察等による通学路の緊急合同点検を実施しましたが、通学する児童数の変遷等で通学路の変更が生じることや、交通状況の変化などが考えられることから、通学路の交通安全対策を継続的に実施し、通学児童の安全確保を図っていきます。

また、対策実施後は、効果の検証を行い、対策の改善・充実につなげるなど、これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

なお、プログラムの内容については、運用していく中で改善等が必要になった場合は、調整会議に諮ったうえで、適宜見直します。

PDCAサイクルのイメージ



4. 具体的な取組内容

(1) 通学路調査の実施

各小学校が主体となり、通学路[※]を対象として通学路調査を行います。この通学路調査に当たっては、学校、PTA、町内会等が参加したスクールゾーン実行委員会等を活用し、必要に応じて道路管理者、警察等を含めた合同点検(夏期や冬期)を実施します。

各学校は、通学路調査の結果を所定様式により5月末までに教育委員会に提出します。

※ 通学路: 各学校長が指定した経路で、児童・生徒が通学のために通行する道路及びその区間を対象とします。

(2) 通学路調査の取りまとめ

各学校から提出された通学路調査の結果について教育委員会が取りまとめて内容を精査し、6月上旬に各機関に送付します。

(3) 対策案の検討

各機関は、通学路調査の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施メニューの検討を行い、その結果を教育委員会が取りまとめた上で、8月上旬頃に開催する調整会議に諮ります。検討に当たっては、必要に応じて各機関の間で調整を行います。

なお、特に対策の緊急性が高いと判断された箇所については、調整会議を待つことなく、個別に実施することも検討します。

各機関の対策内容検討例

- ・教育委員会、区 : 安全教育、注意喚起、交通安全指導、通学路の変更など
- ・道路管理者※ : 路面表示、標識・防護柵の設置、歩道新設・拡幅など
- ・北海道警察 : 交通安全教育、交通の指導取締り、交通規制など

※ 国道は北海道開発局が対策内容を検討する。国道以外は各区が対策内容を検討するが、道路拡幅などの中長期的対策については札幌市建設局主体で検討する。

(4) 交通安全対策調整会議

各機関が検討した対策案について、協議を行い、対策内容を決定します。

具体的な協議内容

- ・ 対策内容や対策時期の協議・決定
- ・ 対策の実施に向けた関係機関の連携確認
- ・ 前年度の対策等に係る対策効果の検証結果の報告や次年度以降に向けた重点課題の設定

(5) 対策の実施

交通安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの(路面表示、看板設置、児童への指導など)については、当年度の実施に向けて取り組みます。

また、中長期的な対応が必要なもの(歩道の新設・拡幅、交差点の改良など)についても整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向けて取り組みます。

対策の実施に当たっては、円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の検証

実施した対策について、スクールゾーン実行委員会等で、通学路の安全性についての効果を検証します。効果の検証に当たっては、通学児童や保護者に対し意見を聴くなど、対策実施後の効果を検証するための手法を検討し実施します。

(7) 対策案の改善

対策効果の検証によって得られた意見を踏まえ、対策案の改善を行い、効果的な対策を講じるよう努めます。

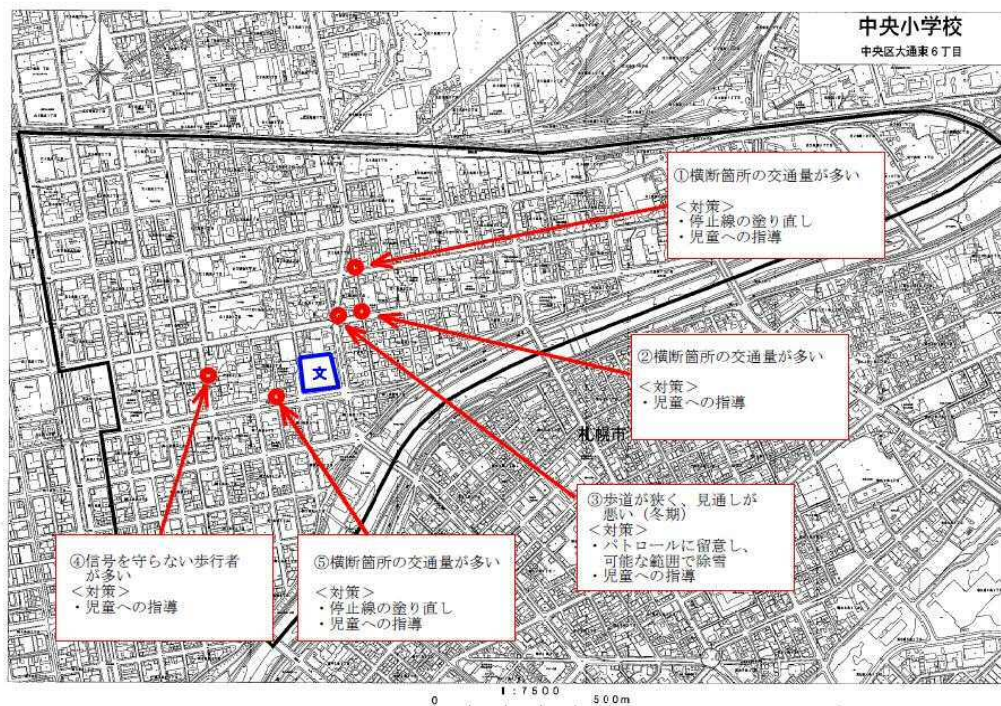
5. 通学路交通安全対策箇所公表

通学路交通安全対策箇所や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、『通学路交通安全対策一覧表』及び『通学路安全対策箇所図』を札幌市のホームページで公表します。

通学路交通安全対策一覧表(例)

【中央区】 学校名	番号	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体
中央小学校	①	北2条東7丁目	横断箇所の交通量が多い	停止線の塗り直し 児童への指導	交通管理者(道警) 小学校
	②	北1条東7丁目	横断箇所の交通量が多い	児童への指導	小学校
	③	北1条東6丁目	歩道が狭く、見通しが悪い(冬期)	パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	道路管理者(開発局) 小学校
	④	大通東4丁目	信号を守らない歩行者が多い	児童への指導	小学校
	⑤	大通東5丁目	横断箇所の交通量が多い	停止線の塗り直し 児童への指導	交通管理者(道警) 小学校
幌南小学校	①	南16条西5丁目	横断箇所の交通量が多い	児童への指導	小学校
	②	南21条西7・8丁目	歩道が狭い 交通量が多い	緑石設置	道路管理者(札幌市)
円山小学校	①	北1条西25丁目	車道が広く、交通量が多い	信号機の秒数変更	交通管理者(道警)
	②	南1条西22丁目	歩道が狭い	歩道拡幅	道路管理者(札幌市)
	③	南3条西24丁目	変形交差点 歩道が狭く、見通しが悪い(冬期)	交通規制の実施 パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	交通管理者(道警) 道路管理者(札幌市)
二条小学校	①	南4～7条西16丁目	横断箇所の交通量が多い	児童への指導	小学校
	②	南7条西15丁目	車両の出入りが多い	児童への指導	小学校
	③	南6条西13～23丁目	歩道が狭い(冬期)	パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	道路管理者(札幌市) 小学校
盤渓小学校	④	南4～7条西20丁目	横断箇所の交通量が多い	児童への指導	小学校
	①	盤渓214～小学校	歩道が狭く、見通しが悪い(冬期)	パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	道路管理者(札幌市) 小学校
	②	盤渓227	歩道が狭く、見通しが悪い(冬期)	パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	道路管理者(札幌市) 小学校
宮の森小学校	③	盤渓426	歩道と車道の区別がない	歩道設置 児童への指導	道路管理者(札幌市) 小学校
	①	宮の森2・3条4・5丁目	車両の速度が速い	児童への指導	小学校
	②	宮の森1～4条4・5丁目	交通量が多い 歩道が狭い(冬期)	横断歩道の塗り直し パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	交通管理者(道警) 道路管理者(札幌市) 小学校
伏見小学校	①	南18条西15丁目	歩道が狭く交通量が多い	児童への指導	小学校
	②	南18条西14丁目	歩道が狭く交通量が多い	児童への指導	小学校
	③	南16条西15丁目	変形交差点	児童への指導	小学校
	④	南21条西15丁目	変形交差点	児童への指導	小学校
大倉山小学校	①	宮の森1条15丁目	歩道と車道の区別がない	パトロールに留意し、冬期間は可能な範囲で除雪 児童への指導	道路管理者(札幌市) 小学校
	②	宮の森1条15～16丁目	歩道と車道の区別がない(冬期)	パトロールに留意し、可能な範囲で除雪 児童への指導	道路管理者(札幌市) 小学校
三角山小学校	③	宮の森2条15丁目	歩道が滑る	側溝設置	道路管理者(札幌市)
	④	宮の森1条18丁目	歩道と車道の区別がない	児童への指導	小学校
	①	宮の森3条10丁目	交通量が多い	児童への指導	小学校
	②	宮の森3条9丁目	交通量が多い	児童への指導	小学校

通学路交通安全対策箇所図(例)



6. フロー図

